

令和3年3月3日 発行

こうじえん

普及センターだより

耕耳苑

宮古農業改良普及センター

TEL : 0193-64-2220

FAX : 0193-64-5631

岩泉普及サブセンター

TEL : 0194-22-3115

FAX : 0194-22-2806

いわてアグリベンチャーネット

<https://www.pref.iwate.jp/agri/i-agri/>

今年度を振り返って

農業者の皆様には、令和3年の経営が始まって2か月を経過し、本年の経営を軌道に乗せるための取組を加速させているところと存じます。

昨年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症により、各営農部門とも計画した行事や研修などを延期、中止せざるをえないなど組織活動や農業経営に少なからず影響が出ました。

露地野菜、水稲など耕種部門では、台風被害はなかったものの、7、9月等の天候の影響により作柄や品質の低下が見られ、安定生産に課題を残しました。

管内の令和2年度の新規就農者は、自営及び雇用を合わせて30名を超えましたが、自営就農者の確保に向け、今後一層の取組が必要です。

産直施設の販売にもコロナ禍の影響が出ましたが、一方で新商品の開発や販売方法の新たな取組を開始したところが見られました。

畜産においても、黒毛和種の枝肉価格の低下、日本短角種のもと畜費の上昇などが見られ、経営強化に向けた取組が重要な年でありました。

ここで当センターの活動の一端を紹介いたしますと、畜産分野で公共牧場の植生調査や土壌分析などを通じて実態を明らかにし、牧野組合の皆様への改善策の提案に取り組みました。

令和3年度も関係機関・団体と一体となって管内農業の課題解決に取り組んで参りますので、農業者の皆様のご協力をよろしくお願ひします。

宮古農業改良普及センター 所長 佐藤 正一

春の農作業安全確認運動

～見直そう！農業機械作業の安全対策～

3月1日(月)から5月31日(月)まで春の農作業安全確認運動が実施されます。

近年、全国の農作業死亡事故者数は年間300人前後で推移しており、特に、農業機械作業での死亡事故が多発しています。

令和3年の栽培に向けて、農業機械で作業を行う際には、使用前及び使用後に農業機械の点検を行うほか、異常があったらすぐに修理を行い、安全に作業ができるようにしましょう。

農業機械で作業する前に確認を！



乗用型の農業機械の作業をする際は、シートベルト・ヘルメットを着用しましょう。



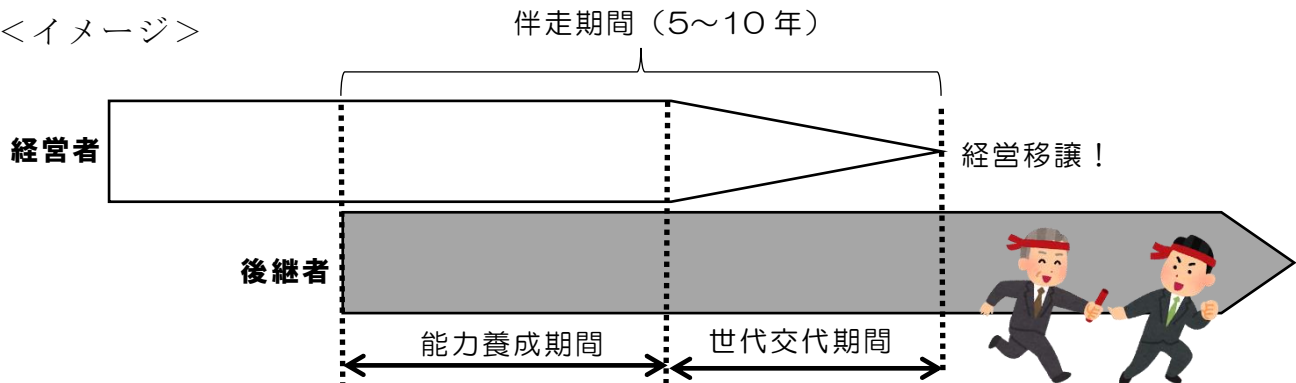
作業機を付けた状態で公道を走行する場合は、灯火器類を設置しましょう。

【担当：千田】

事業承継準備はお早めに

- 事業承継には後継者を育てる準備期間が必要です。

<イメージ>



「能力養成期間」：後継者に仕事のノウハウを確実に伝えよう！
後継者に仕事を任せよう！
経営者能力を育てよう！

「世代交代期間」：交代の時期を考えよう！
引退後の役割を考えよう！
資産を円滑に引き継ごう！
突然の交代に備えておこう！

例えば...

- 一緒に作業しながら徐々に
- 担当施設・担当ほ場を準備
- 部門を任せて別収支に
- 経営方針の決定に参画 など

- まずは「後継者とよく話をすることから」がスタートです。
- 事業承継を考えている方、普及センターにご相談ください！

【担当:久保田】

種苗法が改正されました

種苗法は、新品種を育成した地方自治体や企業、個人に対して育成者権を付与し、これを保護するための品種登録制度等について規定する法律です。種苗法において保護される品種は、本法律によって登録された品種（登録品種）に限られ、それ以外の一般品種^{*}の利用は何ら制限されません。今般、種苗法の一部を改正する法律が公布され、令和3年4月から以下の内容が施行されます。

- ① 輸出国の指定（育成者権者が登録品種の国外への持ち出しを制限できること）
- ② 国内の栽培地域の指定（育成者権者が国内で指定した地域以外での栽培を制限できること）
- ③ 登録品種の表示の義務化

このうち、「登録品種の表示の義務化」については、種苗の包装等に「登録品種」であることや、輸出の制限、国内栽培地域の制限について表示が必要になりますので、種苗販売する場合は注意が必要です。

また、令和4年4月からは、登録品種について農業者等が自家増殖する際は、育成者権者の許諾が必要となります。登録品種の自家増殖を必要とする場合は、当該品種の育成者権者（種苗会社、農研機構、県等）に対して直接お問い合わせ下さい。

※ 一般品種とは、在来種、品種登録されたことがない品種、品種登録期間が切れた品種です

【担当:高橋】